第千三百九十六号

平成十五年

七月三日

曜 日

木

#### 目 次

## 使用料の収納事務の委託.....四〇九 道路の区域変更.............四〇八 土地収用事業の認定 ( 二件 ) ......四〇七 示

土地改良区役員の退任及び就任.....四一一 職業訓練指導員試験の実施......四〇九

博物館の登録...... 教育委員会

公安委員会

遊技機の型式の検定......

. 四 二

四

四四

. 四 二

平成十五年四月十七日付け第千三百七十五号中.....

### 示

# 山梨県告示第三百六十八号

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。) 第二十条の規定

平成十五年七月三日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

### 起業者の名称

山梨市

#### 事業の種類

山梨市山梨児童センター 建設事業

#### $\equiv$ 起業地

収用の部分 山梨市大字正徳寺字若宮地内

梨 県 公 報 第千三百九十六号 平成十五年七月三日

Щ

使用の部分

### 兀 事業の認定をした理由

法第二十条第一号要件

設事業であり、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用 に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。 (昭和二十二年法律第百六十四号)に規定されている児童厚生施設 (児童館)の建 山梨市山梨児童センター建設事業 (以下「本事業」という。) は、児童福祉法

# 法第二十条第二号要件

意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。 起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な

#### 3 法第二十条第三号要件

- 児童館を建設するものであることから、本事業の施行により得られる公共の利益 は大きいと考えられること。 その健康を増進し、地域の保護者が安心して子育てができるよう支援するため、 ており、本事業は、その三箇所目となる事業である。児童の健全な育成を図り、 起業者は、市内にある七つの小学校地区に一つずつ児童館を設置することとし
- 二 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、

失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

- 決定されたものであること。 た三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして 起業地は、利用者の利便性、経済性、交通の安全性等の要件を考慮し選定され
- 二十三号厚生事務次官通知)等から積算した施設規模等としており、必要最小限 の範囲を起業地としていると認められること。 本事業計画は、児童館の設置運営要綱 (平成二年八月七日付け厚生省発児第百
- するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。 一から四までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与
- 法第二十条第四号要件

の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。 望が出されており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上 梨地区住民等で構成される山梨小学校教育環境整備委員会の中でも児童館建設の要 本事業は、山梨市第六次長期総合計画に位置付けられた事業であるとともに、 Щ

判断することができる。 1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

山梨市役所福祉事務所

# 山梨県告示第三百六十九号

平成十五年七月三日により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定

山梨県知事 山 本 栄

彦

### 起業者の名称

勝山村

### 事業の種類

勝山村公共施設駐車場建設事業

Ξ

起業地

### 使用の部分 なし

収用の部分

南都留郡勝山村字西曲り松地内

四 事業の認定をした理由

# 1 法第二十条第一号要件

用に供する施設」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。供する施設」及び同条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に設である勝山ふれあいセンターの利用者のための駐車場整備事業であり、法第三条勝山村公共施設駐車場建設事業(以下「本事業」という。)は、複合的な公共施

# 2 法第二十条第二号要件

れることから、法第二十条第二号に該当する。ることとしており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認めら行取得する山梨県土地開発公社に支払うため、平成十六年度以降に財政措置を講ず起業者は、建築工事費については既に財政措置を講じ、用地補償費については先

# 3 法第二十条第三号要件

の駐車場台数は少なく路上駐車等施設利用に不便を来たしていたこと、機能及びンター建設によりYLO会館の駐車場としていたスペースが無くなること、従来及び規模を充実させて同敷地に建設するものである。本事業は、勝山ふれあいセ伝統工芸室等を備えた複合施設であり、YLO会館の老朽化等に伴い、その機能「一勝山ふれあいセンターは、コミュニティホール、トレーニングルーム、研修室、

↑ 本事業の徳宁により周辺の環竟に与える影響は少ないと見込まれることがら、ことから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。整備するもので、利用者の利便性の向上が図られ、及び交通の安全が確保される規模の充実により、より多くの利用者が見込まれること等から、新たに駐車場を

- 失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。()本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、
- たものであること。ついて比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定され、起業地は、利用者の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案に
- の範囲を起業地としていると認められること。 本事業計画は、予想駐車台数から積算した施設規模等としており、必要最小限
- するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。(から四までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与
- 4 法第二十条第四号要件

当する。 土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該者のために駐車場を整備する事業であり、早急に施行されるべき事業と認められ、本事業は、YLO会館の老朽化等により新築される勝山ふれあいセンターの利用

#### 5 結論

判断することができる。(1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと)

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

勝山村役場総務課法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

五

## 山梨県告示第三百七十号

覧に供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十四日まで一般の縦域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十四日まで一般の縦路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十五年七月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 富士吉田山中湖自転車道線

三 道路の区域

区間	の旧別新	(メートル) 敷地の幅員	(メートル)
留が山中期村大学で予学可加一三一地先から留郡山中湖村大字平野字向切留郡山中湖村大字平野字向切	旧	三、四五	回00.0
の二地先上	新	- 五 •	四00.0

# 山梨県告示第三百七十一号

次のとおり使用料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成十五年七月三日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

委託の相手方

甲府市下飯田一丁目十三番二十三号 財団法人山梨県交通安全協会

委託に係る使用料

パーキングチケット発給設備の使用料

 $\equiv$ 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

#### 公 告

# 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) 第三十条に規定する職業訓練指

導員試験を次のとおり実施する。

平成十五年七月三日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

試験を実施する職種及び試験科目

1

次の職種について学科試験を行う。 機械科、電子科、和裁科及び建築科

2 試験の科目は、次のとおりとする。

職 免 種 許

学 科 試 験 の 科 目

	が、おおに、おおり、おおり、おおり、おいまでは、一番を開いて、一番を開いて、一番を開いて、一番を開いて、一番を開いて、一番を見り、一番を見り、一番を見り、一番を見り、一番を見り、一番を見り、一番を見り、	機 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	
		1 裁逢田哉、裁逢匚呈、一系基礎学科	和裁科
	組立て、修理及び調整の	制	
	篇、效直訓卸、コンピュータに備、伝送交換設備、ネットワ	3 制卸工学 (制卸里侖、1 ク) (端末設備、端末設備、	
	論、通信システム方式、伝送	工学及び通信処理) 1 通信工学 (情報理論)	
	理、衛生管理)電子部品)	生(安全管電気材料、	
	(電気機器、電子機器)	楍	
	、ル回路、アナログ回路、半導気学、直流及び交流理論)	上 埋 字	電子科
			三
	ン) 「図法、機械設計法、テクニカ	ルイラストレーション) 2 機械製図 (機械製図法、	
	法、研削加工法、金型工作法	、青梦四二长、1 加工法(切削加工法、1 建攻学科	
信法	1理、衛生管理)	こ ・	
五職業訓練関	試験機器、測定法、形状測定	、オ斗式倹、4 測定法 (測定及び試験機器、	
ĪΒ	法、機械工作法、ジグ、工具	3 工作法(NC工作法、	
三 川東 上の 注 理 報料 指導法	金属材料、非金属材料、潤滑素、機構と運動)	まなが刃削削って、 お料(材料力学、金屋の 1 機械工学(機械要素、	
職業訓練原		一系基礎学科	機械科
指導方法	学科	関連	

- に対して、指導方法のみの試験を行う。される者(一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者)3.前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除
- 一受験資格
- 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
- 一 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者
- || 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令
- 」という。) 第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
- 成年被後見人又は被保佐人
- | 禁錮以上の刑に処せられた者

Ξ

試験の免除 一 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及

		全職種共通	免許職種
職業訓練指導員免許を受けた者	た者の許職種に関し、二級の技能検定に合格し	級の技能検定に合格した者免許職種に関し、一級技能検定又は単一等	免除を受けることができる者
職業訓練指導員試験に係科(当該免許職種に係る及び関連学科の系基礎学学科試験のうち指導方法	実技試験の全部	試験のうち関連学科実技試験の全部及び学科	免除の節
試程系指 験に基 を に る 学 法		子 科 び 学 科	節囲

職種おいて、おります。 おいまい はいい はいい はい								
けることができる者の欄に掲げる者る免許職種について同表の試験の免除を受省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げ	した者 おいて免許職種に関する学科を修めて卒業 学校教育法による大学又は高等専門学校に	を修了した者免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練	を修了した者免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練	ち関連学科の系基礎学科に合格した者職業訓練指導員試験において学科試験のう	又は専攻学科いて学科試験のうち関連学科の系基礎学科免許職種に関し、職業訓練指導員試験にお	ち指導方法に合格した者職業訓練指導員試験において学科試験のう	いて実技試験に合格した者免許職種に関し、職業訓練指導員試験にお	
験除の範囲の欄に掲げる試省令別表第十一の三の免	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科	学科に限る。) 学科に限る。) 学科に限る。) 学科試験のうち関連学科学科は関連学科(当該職業学科試験のうち関連学科	科の系基礎学科又は専攻学学科試験のうち関連学科	学科試験のうち指導方法	実技試験の全部	基礎学科に限る。)

## 四試験の日時及び場所

- 1 日時 平成十五年九月五日 (金)午前九時
- 場所 塩山市上於曽千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

#### 五 受験手続

2

### 1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(ライカ判とし、

を証明する書類たもの。申請書及び受験票 (控) にはり付けること。) 及び受験資格を有することにもの。申請書及び受験票 (控) にはり付けること。) 及び受験資格を有すること申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載し

2 試験の免除申請

3 申請書類の提出先

をする場合は、必ず書留郵便とすること。) 塩山市上於曽千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校 (郵送により受験申請

4 申請書類の提出期間

し、郵送の場合は、平成十五年七月十八日までの消印のあるものを有効とする。平成十五年七月一日(火)から同月十八日(金)まで(県の休日を除く。)。 ただ

受験手数料

5

収入証紙をはり付け、消印はしないこと。) 三千百円 (職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県

受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。

6 受験票の交付

者に受験票を交付する。 受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ受験資格を有すると認められる

六 合格発表

玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。平成十五年十月三日(金)に合格者氏名を山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟

七 その他

百四十円切手をはり付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便でする場合1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交

であっても申請の受付を打ち切ることがある。2(各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前

3 受験に対する注意事項 (集合時間、携帯品等) は、後日受験票をもって通知する。

八番地 (電話〇五五三 三二 五二〇二)) に問い合わせること。 4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校 (塩山市上於曽千三百

土地改良区役員の退任及び就任

Щ

梨

県公

報

第千三百九十六号

平成十五年七月三日

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、若草

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

平成十五年七月三日

退 任

二就任

同	同	同	同	同	理	役職名
					事	名
上野	田中	河 西	深沢	市川	小池	氏
廣	勲	久	高敏	元就	正夫	名
同	地同	地同	同	同	地 アルプス市	住
下今井六〇六番地	寺部一九六八の一番	十日市場一八四八番	加賀美二一三二番地	鏡中條四六四番地	地南アルプス市十日市場二〇一三番	所
同	同	同	同	同	平成十五年六月六日	就任年月日

梨 県 公 報 第千三百九十六号 平成十五年七月三日

Щ

## 教育委員会

# 山梨県教育委員会教育長告示第一号

館を登録した。 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第十条の規定により、次のとおり博物

山梨県教育委員会

育長

数

野

強

平成十五年七月三日

登録年月日

平成十五年六月十六日

梨博 記号番号 第二十号

設置者の名称及び住所

Ξ

財団法人 堀内浩庵会

山梨県富士吉田市上吉田二丁目五番一号

兀 名称

富士山美術館

所在地

|梨県富士吉田市新西原五丁目五五九七番地一〇三

五

## 公安委員会

## 遊技機の型式の検定

 $\odot$ 

規定により公示する。 四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和六十年国家公安委員会規則第 同規則第九条第一項の

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)

次の遊

丁目一番四号

大阪府大阪市中央区内本町

一号イ (別表規則第六条第

動役物 第一種特別電

なお、検定の有効期間は、 平成十五年七月三日 平成十八年七月二日までとする。

山梨県公安委員会

委 員 長 吉 臭

信

株式会社藤商事

代表取締役

規則第六条第機

C

C R 信長

藤商事社

三〇〇三二八

松元邦夫

式 の 概 要

大阪府大阪市中央区内本町

型

株式会社藤商事 番二一号 東京都台東区台東四丁目一三 役 河田節子 株式会社ラスター 役 河田節子 株式会社ラスター 株式会社藤商事 東京都台東区台東四丁目一三 申請者氏名又は名称及び住所 大阪府大阪市中央区内本町 株式会社藤商事 丁目一番四号 大阪府大阪市中央区内本町 番二一号 丁目一番四号 松元邦夫 松元邦夫 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締 代表取締 一号イ (別表規則第六条第 二号 (別表第規則第六条第回胴式遊技機 機ぱちんこ遊技 一号イ (別表規則第六条第 機ぱちんこ遊技 及 び 区 分遊技機の種類 動役物 第一種特別電 動役物 第一種特別電 規則第六条第回胴式遊技機 二号 (別表第 ぱちんこ遊技 タイプ B ブナガノ C R 信長 C R 信長 C R 信長 型 G S R 式 名 藤 商 事 社 サスター サスター 株式会社 藤商事社 藤商事社 業は製 者輸造 名入又 三〇〇三五七 三〇〇三四 三四〇二一七 三四〇二七二 三〇〇三八六 検 定 番 号

山 梨 県 公 報 第千三百九十六号 平成十五年七月三日

		では、日本のでは、日本	〇一番地 群馬県桐生市境野町七丁目二		〇一番地 で、井置定男 で、井置定男 株式会社ソフィア 代表取締	三丁目五六番地	愛知県名古屋市中村区烏森町締役 新井悠司株式会社ニューギン 代表取	地二五東京者に東区を明三丁目一番		丁目一番四号
		一号イへ削曳規則第六条第機		った。 一、特別 で ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二) 一号イ ( 別表 規則第六条第 機 はちんこ遊技	動役物第一種特別電	見削第六条第 機 おんこ 遊技		規則第六条第回胴式遊技機	動役物 第二種特別電
平戈十三年 5月三日		G け パ C S ら お ス l Z ど ば	(	す C G R S 海 で	す C V R S で		ラ C M R A コ 7 ブ	; ;	ァドヤ ラウチシ マラマ	
		ソ 株 フィ ア 社	-	ノ株 フ式 イ会 ア社	ソ 株 フィ ア 社	2	ンニュ 株式 ー ギ 社		まズホ 社	
		=100 		三〇〇四 五	三〇〇四一七		OOEOO		三四〇二八九	
	九号 東京都葛飾区小菅二丁目八番東京都葛飾区小菅二丁目八番 株式会社大都技研 代表取締	一番七号 一番七号 一番七号 保護 石原昌幸 保武会社オリンピア 代表取	国 東 東上 野二	一番七号 東京都台東区東上野二丁目一 年では、石原昌幸 株式会社オリンピア 代表取	ー番七号 東京都台東区東上野二丁目一 年では、石原昌幸 株式会社オリンピア 代表取	大番三号 東京都品川区東五反田一丁目 後 久木文男 株式会社タイヨー 代表取締	六番三号の本のでは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	株式会社タイヨー 代表取締		<ul><li>○一番地</li><li>○一番地</li><li>一番地</li><li>○一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番地</li><li>一番</li><li>一番</li><li>一番</li><li>一番</li><li>一番</li><li>一番</li><li>一番</li><li< th=""></li<></ul>
	五) 二号 (別表第四胴式遊技機	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号(別表第四胴式遊技機	五)	五) 二号(別表第回胴式遊技機	五) 二号(別表第	見りますを表現の胴式遊技機	動役物特別電	- (別条 技 別条 技
	ヨシムネ	カョド セニロ オン マジ	モジ ンロ ニ	メ シ マ ム ス	バクフウ	パレード	レオン X	ワンダー		V けパ C S ら R 2 ん ばば
<u> </u>	大 株	ア オ 株 リ 式 ン ピ 社	アオ株式会社	ア オ 株 式 会 社	アオ株式会社	タイヨー <b>2</b> 名社	タイ ヨー	株式会社		ソ 株 フィ ア 社
	三四〇三一七	三四〇三三〇	三四〇二六三	三国〇三二	II国OIIO I	三四〇二九九		三四〇二六六		三〇〇三八四

三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目 東京都豊島区東池袋二丁目 単見治 代表取締役	丁目二番一八号 受知県名古屋市昭和区鶴舞二愛知県名古屋市昭和区鶴舞二 奥村遊機株式会社 代表取締	丁目九番一四号 大阪府大阪市中央区南船場一取締役 濱野準一 取締役 濱野準一
袋二丁目二代表取締役	区 代	南名船場名
五) 二号(別表第 規則第六条第 回胴式遊技機	動役物 第二分 規則第六条第一種特別電	五)二号(別表第四別元が持機の別元が対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
ト ド リフ ファイヤ	生 マ っ C R チ コ ん ぐ れ よ ぐ い	<i>f</i> ,
式会社株	株 奥 式 会 社 機	会産高社業配株電
三四〇二二三	三〇〇三六二	= C - + +

#### 正 誤

平成十	ページ	
年	段	
四月十七日山梨県	行	
成十五年四月十七日山梨県告示第二百五十五号(保安林の指定の予定:	誤	
メ林の指定の予定)	Œ	

四六 上 ○ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。終わりから一○行目と九行目の間に次のように加える。

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号